外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である藤本和彦が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十一月十七日

東京都中央区日本橋本石町二丁目一番一号
アスパ日本橋ビル一〇一号室
アンティコルムＵＳＡ
日本における代表者　藤本　和彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である三井典男が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十一月十七日

愛知県江南市前飛保町寺前一一七
ネットライフ・インターナショナル・インク　日本における代表者　三井　典男

限定承認公告

本籍長崎県壱岐市石田町石田西触一二二四番地、最後の住所福岡県福岡市城南区西片江二丁目三番一三号　被相続人　亡　平田　滋

右被相続人は平成二十七年八月七日死亡し、その相続人は平成二十七年十一月九日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

東京都豊島区池袋一丁目一三の九
相続財産管理人　平田　郁人

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市若草町二丁目七五番地、最後の住所兵庫県西宮市南越木岩町一二番六号　被相続人　亡　細田　至高

右被相続人は平成二十七年六月二十七日死亡し、その相続人は平成二十七年十月三十日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

兵庫県西宮市南越木岩町一二番六号
相続財産管理人　細田　尚代

限定承認公告

本籍奈良県奈良市歌姫町一二〇八番地、最後の住所京都府城陽市市辺柿木原四八番地の六　被相続人　亡　早野千鶴子

右被相続人は平成二十七年八月三日死亡し、その相続人は平成二十七年十一月十日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月十七日

奈良県奈良市歌姫町一二〇八番地
限定承認者　早野　明美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十七年十月二十日付官報号外第二三九号の九十頁に掲載されています。

平成二十七年十一月十七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内
Ｎａｖａｒｏ特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年七月七日付官報の号外第一五二号八十四頁に掲載されています。

平成二十七年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
アゼリア特定目的会社
取締役　松澤　和浩

正　誤

平成十二年十月六日（号外第二百七号）国家公安委員会規則第十六号（犯罪捜査規範及び死体取扱規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

一六ページ上段様式中

「

			月　日　第　号

」

は

「

			月　日　第　号

」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十七日付第二五九号

六四ページ●同日付政府調達第二一五号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）